

桜台自治会ホームページ作成ガイドライン

H P 作成委員会

1. ホームページ公開の目的

- (1) 自治会の内容、会則、活動内容などを公開し自治会の状況を理解し合う。
- (2) 部会活動、地域活動、サークル活動あるいは自治会への提案などを通じて自治会活動へ参加する。
- (3) 各種行事やサークルの情報交換の場とする。
- (4) 地域の暮らしや便利な情報の発信基地として利用する。

2. ホームページの管理・運営

- (1) ホームページの管理・運営は、自治会長が総括する。
- (2) 自治会長は、実地的な運営管理をH P 作成委員会に委託することが出来る。
- (3) H P 作成委員会は、ホームページ公開の目的を達成するために自治会員が自主的に結成した組織である。

3. ホームページ公開基準

次の各項に掲げるものは掲載してはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷・批判するもの。
- (3) 著作権を侵害するもの。
- (4) 営利を目的としたもの（但し、会員の利益になると会長およびH P 作成委員会が判断した場合はこの限りでない）。
- (5) プライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- (6) 政治・宗教に関するもの。
- (7) その他自治会のホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断されるもの。

4. 更新の手続き

- (1) H P 作成委員会は本ガイドラインに従ってホームページを作成し更新を行う。
- (2) H P 作成委員会はホームページの内容に関して本部役員会の意見を積極的に取り入れる。
- (3) 本部役員は、H P 作成委員会より原稿等の提供の依頼を受けた場合には積極的に協力する。
- (4) H P 作成委員会は、ホームページの内容に誤りが無いように注力し、万一誤りが発見された場合には、速やかに訂正する。

5. 個人情報の取扱い

- (1) 会員の氏名・住所・電話番号等の個人情報は原則として掲載しない。
(但し、会長・副会長・地区長の氏名およびサークル会員募集等掲載希望の場合はこの限りではない)
- (2) 特定の個人に係る写真・ビデオ等の画像データを掲載する場合は、本人および保護者（18歳未満の場合）の承諾を得ることとする。

6. 著作権の保護、その他

- (1) 会員の作品を掲載する場合は、その著作権を有する本人および保護者（18歳未満の場合）の承諾を得なければならない。
- (2) 自治会ホームページの内容（文章・画像等）については、自治会および著作者本人に著作権があり、無断転載を禁止する旨ホームページ上に明記する。
- (3) 他のホームページ管理者より桜台自治会のホームページへのリンクの依頼があった場合には、原則としてHP作成委員会が許可をする。但し、リンクするものとしてふさわしくないホームページの場合は許可しない。